

就学援助（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

田村市では、4年4月に田村市立の小・中学校に入学予定の児童の保護者で、生活に困窮するなどの就学援助の要件に該当すると認定された方へ、新入学児童生徒用学用品費等を入学前に支給します。

- 対象者 次の要件の全てに該当する方
 - ①田村市に住所を有し、4月に田村市内の小・中学校に入学予定の児童の保護者。
(4年3月末日までに市外へ転出する方を除く)
 - ②就学援助の要件に該当する方
 - 申請場所
 - ・小学校入学予定の児童 ▶ 学校教育課、各行政局、各出張所
 - ・中学校入学予定の児童 ▶ 現在通っている田村市立小学校
 - 申請期間 4年1月5日(水)～1月28日(金)
 - 支給額
 - ・小学校入学予定の児童 ▶ 51,060円
 - ・中学校入学予定の児童 ▶ 60,000円
 - 支給時期 4年3月中
- 提出書類など、詳しくはお問い合わせください。
☎・申 教育部 学校教育課 ☎81-1214



2月13日発生 福島県沖地震で住宅が被害を受けた方へ 応急修理支援補助金の期限が迫っています！

2月13日に発生した福島県沖地震により、一部損壊の被害を受けた住宅の修理（屋根や外壁など）を支援しています。制度内容や必要書類のことなど、まずは都市計画課までお気軽にご相談下さい。

【支援制度の概要】

り災証明書の判定が一部損壊の方が補助の対象です。

税込20万円以上の補助対象工事を実施し、施工業者へ支払を完了した方に対して、1世帯当たり10万円を交付します（修繕工事を実施した後に申請いただけます）。

【補助対象となる工事】

住宅で日常生活に欠かすことのできない部分であって、緊急的に修理を行うことが適当な部分の修繕工事（倉庫などの非住家や空き家、家電製品等は対象外）

例：屋根・柱・梁・床・外壁・基礎等の基本部分、ドア・窓等の開口部、水道・電気・ガス・電話等の配管・配線、トイレ・浴室等の衛生設備など。

※内装（壁紙やタイル等）や、内壁（石こうボード、土壁、ベニヤ等）のみの修理は原則対象外。

●申請期限 12月24日(金)まで

☎・申 建設部 都市計画課 ☎82-1114

市ホームページは
こちら▼



中小企業借入金利子補給のお知らせ

田村市では、金融緩和の一環として、借入金の利子の一部を補助金として交付しています。今年度の申請受付は1月11日から開始予定です。ご希望の方は申請ください。※別途対象者への通知はしません。

- 対象者
 - ・市内に住所および事務所を有し、市税を完納している方
 - ・市内に本店の所在地を有する法人で、かつ市税を完納している方
- 対象融資
 - ・田村市中小企業経営合理化資金保証融資（市内金融機関）
 - ・株式会社日本政策金融公庫経営改善貸付（市内商工会）
 - ・福島県商工業協同組合資金
- 対象利子額 借入金額に対する利子振込開始月から最大24回分の利子相当額
※実際に支払った額のみ対象
- 申請期間 4年1月11日(火)～2月10日(木)

申請方法など、詳しくは市ホームページをご確認いただくかお問い合わせください。

☎・申 産業部 商工課 ☎82-6677

市ホームページは
こちら▼



除雪作業にご協力をお願いします

◆ 道路沿いの家の皆さんへ ◆

- ・歩道の除雪は、地域の皆さんで協力して行いましょう。
- ・屋根の雪が道路に落ちると、交通事故につながり、大変危険です。屋根になだれ止めを付けたり、事前に雪下ろしをするなど対策をしましょう。落雪した場合も、各家庭または地域の皆さんで行いましょう。
- ・消火栓・防火水槽は、いつでも使用できるよう、あらかじめ協力体制を整えて除雪しましょう。
- ・道路への排雪は交通事故のもとです。絶対にやめましょう。
- ・除雪車が通った後、玄関先に雪が残ることがあります。除雪車は広い地域を短時間で一気に除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。玄関先の雪は各家庭で除雪をお願いします。
- ・側溝や路肩に積んである材木や資材は除雪の妨げになります。必ず撤去しましょう。
- ・除雪で損傷を受けないよう、重要物には旗竿などで目印を付けるか移転しましょう。



◆ ドライバーの皆さんへ ◆

- ・路上駐車は絶対にやめましょう！路上駐車は除雪作業の障害となり、多くの人の迷惑になります。
- ・除雪作業中は、危険防止や効率的な除雪作業のため、除雪中の区間を通行止めにする場合があります。
- ・雪道は特に道幅が狭くなります。歩行者に配慮して通行しましょう。

◆ その他の注意事項 ◆

- ・除雪車が通った直後の道路は滑りやすいので注意しましょう。
- ・作業中の除雪車は、危険ですので近づかないでください。
- ・除雪作業は、なるべく早い時間帯に実施するよう努めていますが、除雪・積雪状況によって時間帯が遅れる場合もありますのでご理解ください。



☎建設部 建設課 ☎81-2513 各行政局

これからの季節 気をつけましょう！

暖房器具からの出火防止を心がけましょう

毎年、暖房器具からの出火が後を絶ちません。石油ストーブだけでなく、電気ストーブなどからの出火も多く発生しています。

- ◆ 暖房器具周りの整理整頓をしましょう。
- ◆ 暖房器具で洗濯物などを乾かすことは止めましょう。
- ◆ 外出・就寝時は必ずスイッチが切れていることを確認しましょう。

☎郡山消防本部予防課 ☎024-923-8172

入浴時のヒートショックに注意！

この時季の入浴は、部屋の温度差が影響し、血圧が大きく変動することで身体に悪影響を及ぼすヒートショックに注意しましょう。

- ◆ 脱衣所や浴室を入浴前に温め、部屋の温度差をなくしましょう。
- ◆ 入浴時は家族に一声かけましょう。
- ◆ 浴槽の温度は41℃以下に設定しましょう。
- ◆ 飲酒後の入浴はやめましょう。



☎郡山消防本部消防課 ☎024-923-8173

ガスボンベや灯油用ポリタンクの処分にご用心

寒い季節を迎え、お鍋が美味しく、ストーブが手放せない季節となりました。冬に活躍するガスボンベや灯油用ポリタンクは、捨て方を間違えると火災につながる危険なごみですので、下記に注意して分別してください。また、乾燥する季節なので火気の取り扱いにも気を付けてください。美味しい食事と正しいごみの捨て方で、気持ちのよい年をお迎えください。

- ◆ ガスボンベやヘアスプレーなど
中身を完全に使い切って『危険ごみ』に出してください。
- ◆ 灯油用ポリタンク
灯油が揮発してポリタンク内に充満する恐れがあるため、ふたを外した状態で「もやせるごみ」に出してください。「もやせるごみ」の袋に入らないサイズのものは「粗大ごみ」として直接搬入をお願いします。



☎市民部 生活環境課 ☎81-2272